

「特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令(案)」に関する
パブリックコメントにお寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方

令和3年9月30日(木)から令和3年11月1日(月)までで提出のあった意見をまとめたもの(合計7者)

※類似のご意見や1件に複数の内容が含まれるご意見を整理した上で下表に掲載しております。

正式名称	略称
特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)	整備法
特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令	本省令
整備法第23条第1項に規定するカジノ管理委員会規則・国土交通省令	共同命令
カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則 (令和3年カジノ管理委員会規則第1号)	カジノ管理委員会規則
金融商品取引法(昭和23年法律第25号)	金商法
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)	財務諸表等規則

該当箇所	No	ご意見の概要	国土交通省の考え方
省令全体			
省令全体	1	カジノへの反対意見(カジノ施設は我が国に必要ありません。)	日本型IRは、依存症対策などを講じつつ、カジノだけではなく、国際会議場や大規模なホテルなどを併設し、家族で楽しめる観光拠点を作るものです。こうしたIRは、多くの観光客を呼び込み、地域への経済効果が大きいと考えられます。 引き続き、整備法に基づき、必要な手続を適切に進めてまいります。
省令全体	2	賭博であるカジノを主たる事業とする設置運営事業の特殊性を踏まえ、カジノの偶然性を損なう行為を監査の重点事項として定めた「監査及び会計に関する省令」とすべきである。	本省令は、整備法が認定設置運営事業者等に経理の状況等の報告や、監査人の設置等を義務付けていることに基づいて具体的事項を定めるものです。 なお、カジノ行為の公正性を確保するために必要なカジノ行為に関する基準等は、整備法の規定に基づき、カジノ管理委員会規則で定められています。
共同命令との関係	3	カジノ事業免許取得後の共同命令と本省令の適用関係はどうなっているのか。財務諸表において、カジノ納付金や特定資金貸付業務の貸付金の科目を設けなくてよいのか。	本省令は、カジノ免許を受けていない時点の認定設置運営事業者等が適用対象であり、カジノ免許を受けた認定設置運営事業者等は、本省令の適用対象ではなく、整備法の規定に基づき、今後制定する共同命令の適用を受けます。 本省令の適用対象となる認定設置運営事業者はカジノ事業は開業していないことから、国庫納付金等の勘定科目は設けませんが、今後制定する共同命令において考え方を示します。
会社法との関係	4	設置運営事業者等は会社法に規定する会社であるが、会社法に基づく決算の開示に係る規定と整備法に基づく開示に係る規定との適用関係はどうなっているのか。	認定設置運営事業者等は、原則として会社法と整備法のいずれの適用も受けます。
事業年度			
事業年度	5	事業者が区域整備計画認定以前から存在していた場合に、区域整備計画認定以前の期間に係る財務報告書等の記載は必要であるのか。	本省令の適用対象は認定設置運営事業者等であるため、本省令第4条の規定により、認定の日の属する事業年度は、認定の日から始まると定めており、財務報告書等により経理の状況等について報告が義務付けられているのは認定の日からです。

該当箇所	No	ご意見の概要	国土交通省の考え方
事業年度	6	認定後に事業者を設立した場合は、事業年度はどの時点からとなるのか。	事業年度は認定の日から始まります。なお、認定時に認定設置運営事業者等が未設立の場合は、当該事業者等の経理が発生した以降の状況等が財務報告書等により報告されることとなります。
財務諸表			
会計の原則	7	日本の会計基準だけでなく、国際的な基準の利用も認めるべきではないか。	認定設置運営事業者等が有価証券報告書における連結財務諸表を指定国際会計基準等に基づいて作成している等の事情がある場合には、整備法に基づく財務諸表について、本省令第3条の規定により、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として、指定国際会計基準等に基づいて作成することは可能です。
財務諸表	8	財務諸表の注記事項は、財務諸表規則等に従って記載することになるのか。	財務諸表(別記第1号様式から別記第30号様式まで)の作成については、各様式の記載上の注意に示した事項のほかは、本省令第3条に基づき、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として、財務諸表等規則等の規定に準ずるものとされます。
財務諸表	9	金商法においては、第1及び第3四半期のキャッシュ・フロー計算書の作成は任意とされており、本省令においても簡素化を認めてほしい。	認定設置運営事業者等にカジノ事業の収益を活用し設置運営事業等を一体的かつ継続的に行うことを求める整備法の趣旨に鑑み、その資金繰りを逐次把握する必要があることから、第1及び第3四半期キャッシュ・フロー計算書の作成を任意としていません。
財務諸表	10	連結会社の場合、なぜ四半期開示において連結財務諸表だけでなく個別財務諸表についても作成が義務づけられているのか。	整備法は、一体として設置される特定複合観光施設の設置運営等の事業を専ら行う民間事業者を認定設置運営事業者等とし、その会計を整理する等の義務を課しているため、当該民間事業者自体の財務諸表の提出を求めています。 加えて、認定設置運営事業者等の連結子会社を含めた設置運営事業等全体の会計を把握できる連結財務諸表の提出を求めています。
別記第20号様式	11	非支配株主への配当金の支払い額が科目に含まれているが、これはどのような場合を想定し、また各種法令上問題ないか。(ホテルの運営子会社を作り、外部株主が少数株主で入った場合に非支配株主が出るという理解で問題ないか)	当該勘定科目は、例えば設置運営事業者の連結子会社が設置運営事業者以外の株主へ配当を支払った場合等を想定しています。 なお、整備法は子会社の設立それ自体は規制していませんが、子会社に一定の事業を行わせる場合、当該事業の内容・規模等に照らし事業運営の一体性や専門義務を潜脱するような形態でないことが必要です。
別記第32号様式	12	一般事業会社で開示が求められるセグメント情報については作成・開示は要請されていないということで問題ないか。	財務諸表等規則等に基づき有価証券報告書等において開示が求められているセグメント情報と、整備法で開示を求める区分経理とは目的、開示内容等が異なることから、別記第1号様式等において、注記事項からセグメント情報を省略する旨の規定は置いていません。

該当箇所	No	ご意見の概要	国土交通省の考え方
区分経理			
区分経理全般	13	<p>会社設立から開業までの建築段階においては、施設横断で費用が発生することから、業務別固定資産明細表及び業務別営業収支明細表の作成・報告は事業開始後とすることや簡素化することを認めていただきたい。</p>	<p>整備法第28条第2項及び第3項は、カジノ事業から他の設置運営事業等への収益還元を通じた設置運営事業等全体の継続を確保するため、認定設置運営事業者等に、カジノ施設の営業が開始されているかどうかにかかわらず、認定の日から区分経理により整理することを求めているため、本省令の規定が適当と考えています。</p> <p>なお、施設建設段階においても、当該施設又は費用が開業後のいずれの業務に係るものか特定し、区分することが必要です。</p>
業務の区分	14	<p>直接配賦と非直接配賦費用が混在することとなるため、業務区分の1つとして「本社・共通」部分等を設け、配賦できない収益及び費用の存在を前提にすべきではないか。</p>	<p>カジノ事業から他の設置運営事業等への収益還元を確実なものとするために区分経理を求める整備法の趣旨から、「共通業務」、「一般管理費」、「その他」のように費用がいずれの業務に係るものかが不明確となる区分は設けないこととする、本省令の規定が適当と考えています。</p>
業務の区分	15	<p>カジノ業務とカジノ行為区画内関連業務を区別することは困難であると考えられるため、ここは統合して一つの区分とすべきではないか。</p>	<p>カジノ業務及びカジノ行為区画内関連業務は、整備法においてその業務の範囲が具体的に規定されているため、それぞれの業務に係る費用等は原則として区分可能であることから、本省令の規定が適当と考えています。</p>
別表第2	16	<p>別表第2において、「～として特定できるものは」とあるが、この各業務に係る資産、費用、収益としての特定は、誰が行うのか。</p>	<p>整備法第28条第2項又は第3項に掲げるいずれの業務に係る費用等に当たるかの特定は、整備法に基づき会計の整理を行う認定設置運営事業者等が行います。</p> <p>また、財務報告書及び四半期報告書の提出に際して、区分経理のための業務別固定資産明細表及び業務別営業収支明細表についても、監査人及び公認会計士等の監査を受けることとなっています。</p>
別表第2	17	<p>業務の特定ができるものはそれぞれの業務に直接配賦する規定であるが、複数の業務の費用等として特定できる場合は、当該複数の業務に直接配賦することが規定の趣旨と理解してよいか。</p> <p>また、業務の特定ができず、個別業務に直接配賦できない場合、業務全部の共通経費ではなく、一部の業務の共通経費であることが明確なものは、当該関連する一部の業務間のみで配賦し、それ以外の業務には配賦しないことが規定の趣旨と理解してよいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。認定設置運営事業者等が行う業務に係る費用等のうち、複数の業務に係る費用等として特定できるものは、当該複数の業務に対応する部分をそれぞれ直接配賦する趣旨です。また、特定できないものは、関連する業務間のみで別表第2に定める方法により配賦する趣旨です。</p> <p>なお、配賦する基準や対象業務の範囲など別表第2の方法とは異なる方法が実情に応じている場合には、本省令第6条第2項の規定に基づき届け出ること、異なる配賦方法によることができます。</p>
別表第2	18	<p>高速道路事業等会計規則別表第3において、「固定資産除却費：勤務時間比又は固定資産金額比又は面積比」のような複数の配賦方法が示されているように、全ての営業費用の配賦方法について、一つの方法だけでなく、複数の配賦方法を認めるべきではないか。</p>	<p>別表第2の第2項に示した方法とは異なる、個々の認定設置運営事業者等の実情に応じた方法により整理することが適当である場合には、本省令第6条第2項の規定により、あらかじめ国土交通大臣に届け出ること、当該方法によることができます。</p>

該当箇所	No	ご意見の概要	国土交通省の考え方
別表第2	19	特定の業務に紐付けできない有形固定資産の配賦方法として固定資産金額比が示されているが、当該固定資産金額比は毎年変動することが予想されるところ、これらにより業種別の固定資産金額が増減するのは不合理ではないか。	<p>固定資産金額比については、固定資産全体ではなく当該配賦の対象となる固定資産の業務別の金額比を指しています。</p> <p>例えば、複数施設が合築の建物(有形固定資産)の取得時に、専有部分と共有部分が存在し、専有部分は当該専有の目的に応じて特定の業務にそれぞれ直接配賦し、共有部分は業務を特定できないため、先に直接配賦した当該専有部分の取得価額の比で配賦します。</p> <p>なお、当該配賦方法とは異なる方法が実情に応じている場合には、本省令第6条第2項の規定に基づき届け出ることにより、異なる配賦方法によることができます。</p>
別記第12～第15号様式	20	業務間での内部取引がある場合の取扱いはどのようになるのか。	<p>業務間での内部取引のうち、例えば特定の業務の値引きと認識されるものは、当該業務の収益に反映されることを想定しています。また、特定の業務の費用及び他の業務の収益として認識されるものは、それぞれ該当の勘定科目に計上されることを想定しています。</p>
別記第12～第15号様式	21	会計監査人がどのような基準で認定設置運営事業者を監査するかは不明であるものの、別記第12号から第15号様式までに従って作成した明細表について会計監査人の要請等により項目分け等が別記と異なる記載ぶりになることは許容されるのか。	<p>整備法は、認定設置運営事業者等は、国土交通省令で定めるところにより、財務報告書等を提出することとしていることから、本省令に定める別記様式により記載する必要があります。</p> <p>なお、区分経理の方法に関する本省令第6条第2項に基づく届出は、財務報告書の国土交通大臣への提出までに行うことができます。</p>
本省令第6条第2項の届出			
第6条第2項	22	<p>区分経理の方法は、国土交通大臣に届け出れば足り、国土交通大臣による審査や承認は不要との理解で問題ないか。当該届け出た方法が妥当かは、公認会計士等の監査で判断されるのか。</p> <p>届出の期限や適用時期はいつか。複数回届け出ること認められるのか。</p> <p>濫用を防止する規定が必要ではないか。</p>	<p>本省令第6条第2項では、認定設置運営事業者等が、別表第2に定める方法とは異なる認定設置運営事業者等の実情に応じた方法により整理することが適当である場合、認定設置運営事業者等が当該方法をあらかじめ国土交通大臣に届け出たときは、当該方法によることができると規定しており、国土交通大臣による承認は必要としていません。</p> <p>ただし、当該届出は別記第31号様式によることとされており、届け出た方法が別表第2に定める方法よりも実情に応じた方法である理由を記載することとし、また、当該届出をしたときは、業務別固定資産明細表又は業務別営業収支明細表の脚注に当該届出の内容を記載することとしています。</p> <p>当該届出について、届出回数、時期等の制限は規定していませんが、財務報告書の提出に際して財務諸表の脚注として、当該方法の適用が適切かについても、監査人及び公認会計士等の監査の対象となります。また、整備法第30条に基づく指示等の対象となりえます。</p>

該当箇所	No	ご意見の概要	国土交通省の考え方
第6条第2項	23	「当該認定設置運営事業者の実情に応じた方法により整理することが適当である場合」とはどのような場合を想定しているのか。	認定設置運営事業者等の費用等について、その内容等に照らして、別表第2に定める方法によって配賦すると必ずしも合理的な会計の整理とならない場合であって、当該方法とは異なる方法により整理することで合理的な整理となる場合を指します。
財務報告に係る内部統制			
内部統制報告書の添付書類(整備法第28条9項)	24	整備法第28条第9項の財務報告に係る内部統制報告書の添付書類については、省令で定める必要があるのではないかと。	整備法第28条第9項の委任による事項は、現時点では規定しておりません。今後の施行状況を踏まえて規定を検討することとしています。
第16条	25	財務報告に係る内部統制報告書に記載された各種内容を評価する上で、標準化・統一化、ガイドライン等を整備する予定はあるか。(例)報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン(参照先) https://www.fsa.go.jp/search/20201110.html	企業会計審議会の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」は、本省令第16条第2項の評価の基準に該当するものです。現時点では整備法に基づく財務報告に係る内部統制報告書に特化したガイドライン等を公表する予定はありませんが、今後の施行状況を踏まえ必要性を検討します。
第17条	26	整備法第28条第8項で規定する「財務報告に係る内部統制報告書」について、本省令第17条において個別財務諸表が対象であることが明示されている一方で、本省令第19条第2項において連結財務諸表を前提とした規定があり、連結財務諸表が作成される場合の対象範囲が明らかではないのではないかと。	本省令第17条の個別財務諸表は、連結財務諸表を作成している場合には連結財務諸表を含む旨を本省令第13条第2号において規定しております。
公認会計士等の監査証明			
第29条	27	整備法第28条第15項は財務報告書に対して公認会計士又は監査法人の監査証明を求めている。「監査」は通常財務諸表に対する保証業務を指す用語として用いられていることから、財務報告書の記載項目のうち、財務諸表以外の項目が公認会計士等の監査証明の対象となるのかを本省令において明らかにすべきではないかと。	整備法第28条第15項に基づく財務報告書に対する公認会計士又は監査法人の監査証明について、本省令第13条の規定により、監査人の財務報告書の監査において、公認会計士等の監査の方法又は結果を相当でないと認めるときに報告内容とする対象は、財務報告書の内容のうち財務諸表に限定しています。
第32条	28	「公認会計士等は、四半期報告書を受領した後、遅滞なく、認定設置運営事業者等及び監査人に公認会計士等四半期レビュー報告書を提出しなければならない。」とあるが、ここの「遅滞なく」は、監査報告書の提出期限(本省令第31条)と比較しても不明確なため、具体的に規定すべきではないかと。	整備法において、財務報告書の提出期限は事業年度経過後3月以内とされる一方で、四半期報告書の提出期限は各期間経過後45日以内と短期間となっていることから、公認会計士等の提出期限について具体的な日数を定めると却って円滑な監査の妨げとなりうるため、定性的な規定としています。 このため、公認会計士等の四半期レビュー報告書の提出が急遽遅延し、予め四半期報告書の提出期限の承認を受けることができない等の事態とならないよう、認定設置運営事業者等と公認会計士等との間で十分に意思疎通を図っておくこと等の対応が求められます。

該当箇所	No	ご意見の概要	国土交通省の考え方
その他			
第23条	29	<p>半期報告書や特定事業会社の第2四半期報告書の期限は、「中間会計期間経過後3月以内」となっているため、少なくとも第2四半期報告書に関しては、3月以内の提出期限が可能となるよう、整備法第28条第11項の承認をすべきではないか。</p>	<p>整備法第28条第11項において、金商法の四半期報告書と同様に、四半期報告書は45日以内の国土交通省令で定める期間内に提出することとされており、本省令第22条第2項において、その期間を45日と規定しています。</p> <p>整備法第28条第11項の承認については、本省令第23条の規定に基づき、承認を必要とする理由などを踏まえ国土交通大臣において判断します。</p>
第27条	30	<p>措置の中断が生じた時間の合計が電子公告期間の10分の1を超えた場合は、罰則の対象になるのか。</p>	<p>措置の中断が生じた時間の合計が電子公告期間の10分の1を超えた場合は、整備法第28条第14項の措置の効力に影響を及ぼすこととなり、整備法第241条第4号に該当しうることとなります。</p>